

# 篠崎 進士 法律事務所報



2021年 新春号

求められる暴力団に属さない新たな反社会的勢力  
(半グレ、組織的詐欺集団など) への対策立法

所長弁護士 篠崎 芳明

新型コロナウイルスと法務あれこれ

副所長弁護士 進士 肇

コロナその後

弁護士 寺嶋 毅一郎

後遺障害逸失利益の定期金賠償について

弁護士 杉山 一郎

押印の見直しについて

弁護士 中山 祐樹

同一労働同一賃金制度について

弁護士 鶴岡 拓真

入所ご挨拶

弁護士 岩間 春樹

近況報告

芳明

# 求められる暴力団に属さない 新たな反社会的勢力 (半グレ、組織的詐欺集団など) への対策立法

篠崎・進士法律事務所 所長弁護士 篠崎 芳明



暴力団は、昭和30年代に警察による暴力団取り締まりが強化されたところから、賭博やノミ行為、薬物密売などの犯罪の手口による資金源活動に加えて、一般市民をターゲットにした資金源活動に注力するようになった。

この手口は、警察による検挙を免れるために民事問題であると抗弁したことから「民事介入暴力」と呼称され、当時社会問題にもなったが、企業に対する不当要求行為を行うなど新たな資金源活動に成功した暴力団は、そのターゲットを銀行や証券会社など経済社会の中核にまで広げ、昭和60(1985)年代に始まったバブル時代には株式や不動産取引により莫大な利益を獲得してその勢力を一気に拡大した。

日本の暴力団は、テロ対策に苦勞していた欧米からその存在自体が脅威であるとされた。

警察は、暴力団の犯罪行為に対して厳しく対処したが、暴力団は犯罪として立件されないように更に工夫を重ねた。

国は、犯罪としては立件できない暴力的要求行為(民事問題)対策として、行政(警察)が関与できるようにすべく、平成4(1992)年に暴力団対策法を、平成23(2011)年に全都道府県に暴排条例を施行した。

国は、平成19(2007)年に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を閣議(犯罪対策閣僚会議)決定し、この指針を受けた金融機関は暴力団員の口座解約を進め、企業(事業者)は、契約文書にいわゆる暴排条項を入れるようになった。

この頃から、ようやく、社会全体に暴力団は反社会的存在であるとの認識が広まった。

令和の時代では、国による暴力団排除施策の徹底と、市民や事業者による暴力団との取引排除などにより、暴力団は、一部を除き、構成員数を急速に減らすなどして弱体化を進めている。

私は、昭和の時代から暴力団被害者の側にとって、暴力団による暴力や脅しによる不当な資金獲得行為に、民事保全など民事裁判手続を活用して対峙してきたが、最近、暴力団によるこの類いの暴力的要求行為が激減していると実感している。暴力団被害の根絶を願ってきた者の一人として真に嬉しいことである。

しかし、暴力団だけが反社会的勢力というわけではない。懸念されることは暴力団に属さない新たな反社会的勢力の台頭である。その典型は「半グレ」や「組織的

詐欺集団」である。

半グレとは、法律用語ではない。一般には、「暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者で、繁華街・歓楽街等において、集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を敢行している者」と理解されている。かつて悪名をはせた「愚連隊」がグレードアップしたかのように見える。組織的詐欺集団は、振り込め、アダルト向アプリ、屋根や壁面の工事詐欺など多様な特殊詐欺、なりすまし、虚偽決算、虚偽事業などによる融資詐欺、助成金、給付金などのコロナ関連詐欺など騙しの手口を多様化させている。組織的詐欺集団による被害額は莫大である。

特殊詐欺集団は、徹底した秘密主義と分業制を敷くことによって、その実態を巧みに隠蔽している。そのため、捜査機関が犯罪組織の首謀者の検挙に至る例は少なく、弁護士が損害の回復を求めて民事訴訟を提起しても、犯罪収益が隠匿されていることから、その回復はほとんど困難である。

暴力団に属さない新たな反社会的勢力の台頭は、市民生活の安心と安全を脅かす新たな脅威である。これらに対して新たな対策を講じることは将に社会の要請である。

日本経済新聞は、令和2年10月8日の社説で「警戒を要する準暴力団の台頭」と題して、新たな組織暴力に対して格別の対策を講じることの必要性を指摘した。

あらたな格別の対策は、刑事、民事罰の加重による一般予防(警告による犯罪抑止)以外にない。

既存の組織犯罪等処罰法は、組織的詐欺罪の法定刑を一般詐欺罪の2倍にして一般予防を企図しているが、この法律の適用には、詐欺行為が「団体の活動」であることの立証、すなわち「組織の実態」を明らかにする必要がある。

しかし、新たな反社会的勢力は、組織の実態を決して明らかにしない。

組織の実態を明らかにできない以上は、組織犯罪等処罰法の適用は困難である。そもそも組織の存在を承知しない特殊詐欺の出し子や受け子にこの法律の適用はない。

私は、新たな反社会的勢力による特殊詐欺対策としては、すみやかに、時限立法でもよいから一定の構成要件(団体の活動を要件としない)の下に刑事罰のみならず、民事罰も加重する(刑事罰と民事賠償額を通常の2倍とするなど)新法の制定を検討すべきと考える。

# 新型コロナウイルスと 法務あれこれ

篠崎・進士法律事務所 副所長弁護士 進士 肇



## 1 アルベルト・カミュ「ペスト」から

「今度の災厄では、ヒロイズムは問題じゃないんです。問題は、誠実さということです。こんな考えは笑われるかもしれないが、ペストと戦う唯一の方法は、誠実さです。」

「誠実さって、どういうことですか?」とランベールは急に真剣な顔になって尋ねた。

「一般的にはどういうことか知りません。しかし私の場合は、自分の仕事を果たすことだと思っています。」

主人公リウーの言葉です。あらゆることが起こりうるwithコロナの時代。実務法曹の心構えとして、まずこの一節を心に留めたいと思います。

## 2 事業会社(債務者)の視点から

帝国データバンクによれば、2020年11月13日時点で新型コロナウイルス関連倒産の総数が全国で700件に達し、そのうち負債額1億円未満が48.0%を占め、中小企業の倒産が中心です。一般に、特にコロナ禍による影響が大きい業種としては、飲食、宿泊、観光、建設工事、アパレルなどが挙げられます。

「東京都感染防止拡大協力金」「Go to キャンペーン事業」など、これら業界に対する政策が講じられているものの、コロナ関連倒産の厳しい様子が数字に現れています。

各社におかれては、メインバンクと相談し、経済産業省・中小企業庁のサイト(<https://www.meti.go.jp/covid-19/>など)を参照するなどして制度融資を活用しながら、資金を枯渇させないよう留意し、どうしても厳しい場合には早めに弁護士に相談し新たなステージの対策を立てるようにしましょう。

## 3 与信管理(債権者)の視点から

かかる状況下で、与信者としての金融機関に求められるのは、特に中小零細企業へのサポート機能です。具体的には、事業者の業況や当面の資金繰り等について丁寧に聞き、親身に経営相談に乗り、利用可能な公的支援策の利用を促した上で、柔軟なリスケジュールの対応、適切かつ迅速な融資を行うことが求められます。

また、金融機関・大口売掛債権者においては、財務状況が悪化した取引先に対して、直ちに債権保全・債権回収を行う前にその原因をまず見極めることが肝要です。事業自体は優良で、コロナ禍による一時的なキャッシュ不足の場合には、債権回収をしても奏功しない可能性がある上、取引先が倒産すればかえって大きな損失となってしまいます。コロナ後の与信管理においては、コロナ禍を「災害」ととらえ、最良の与信管理策は債権者の立場で債務者の事業の存続を支援すること(共生の視点)が重要であり、窮境の取引先(債務者)についても事業の持続性に重きを置くべきです。

以上の、与信管理の視点については、『ビジネス法務』2020年11月号69頁に、中川・熊谷法律事務所の中江民人弁護士と共同で「今後の取引における与信調査、担保設定、取引条項設定の実務」を出稿しました。併せてご覧いただければ幸いです。

## 4 株主総会

2020年の株主総会は大きく様変わりしました。①新型コロナ感染予防の観点から会社が来場自粛を要請したこともあり、出席株主数は大幅に減少し、②事業報告・計算書類説明・議案説明等の簡素化により総会時間が短縮されるといった顕著な傾向が見られました。来場自粛要請などは、以前はタブー視されていたことです。

そして何よりも、バーチャル株主総会の導入でしょう。株主総会における電子的手段の活用については以前から議論が進められており、2020年2月26日に経済産業省が「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を公表したところ、そこにコロナ禍が起きて来場自粛に伴う代替手段として注目され、実施の機運が一気に高まりました。富士ソフト(株)などフロントランナーの実施例が話題になり、証券代行各社はこぞ今年度の株主総会への導入に力を入れています。また、完全バーチャル化の足枷になっていた会社法298条1項1号の「場所問題」についても、2020年11月19日の報道によれば、政府は、産業競争力強化法など関連法制の改正によって、完全バーチャル化への特例措置を設ける検討に入ったようです。

## 5 裁判手続における争点整理

昨年10月、司法研修所にて、東京地裁の民事部総括判事及び司研一部教官とご一緒して、全国から集まる若手・中堅裁判官約50名を対象とする、「争点整理と和解」の研修の講師を務めてきました。4年連続の担当です。

今回は特に「コロナ下での争点整理」がテーマの一つになっていました。裁判における争点整理や和解交渉に関しては、2020年2月の裁判IT化第1フェーズのスタートと相俟って、Microsoft Teamsの利用が始まったのは天の恵みでした。弁護士業界も、実務法曹の卵である73期司法修習生も使用にかなり慣れました。またTeamsは、①裁判所も弁護士も移動時間のロスがまったくない、②画面上で顔を合わせて話ができる、③争点整理メモ、和解条項をその場で編集できる、といった点で争点整理にはうってつけのツールです。研修会では、「裁判手続の充実と迅速化のために、書面準備手続(民事訴訟法175条)などを駆使し、地方の裁判官こそ率先して活用して下さい」と強調して参りました。

## コロナその後

弁護士 寺島 毅一郎



新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、本稿執筆時点（2020年11月16日）でも一向に衰える気配もなく、欧米では連日目を疑うような多数の新規感染者数が報告され、わが国でも、北海道、東京、大阪、神奈川などで、過去最多、ないしはそれに準じる新規感染者が出て「第三波」到来と報じられています。この事務所報が皆様のお手元に届く頃、この状況がどうなっているか、また、延期された東京オリンピックがどうなるかも気になりますが、前回に引き続き、コロナが変えていった我々弁護士の日常について書き留めておこうと思います。前回、緊急事態宣言が出たところまでで終わった記憶ですが、まさにその日、被疑者国選事件の接見に行った警察署で、私の被疑者はマスクをして接見室に現れました。その時は、接見前に留置係の警察官との間で「本日、当署に留置されている者に熱発者が出ていますが、大丈夫ですか。」「(大丈夫って、何が?) 僕が今から接見する被疑者じゃないんでしょ?」「そうですね。」「じゃあ大丈夫です。」「そうすか。あと、事前に検温お願いします。」「ピッ(非接触型の体温計の音)」というやり取りがあったので、「あー、警察も感染防止、気をつけてるんだ。」と感じただけでしたが、実は、勾留中の被疑者が留置場内でマスクをできるのは、同房者に、熱発者など新型コロナ感染の疑いがある者がいる場合に限られるようなのです。私は、その事実を、後に受任した別の被疑者国選事件で知りました。接見時に被疑者のリクエストを受け、次回にマスクを差し入れようとしたところ、留置係から不許可と言われてしまったのです。「勾留質問や取り調べ、実況見分への立会、公判期日への出頭など、署外に出る際には、署がマスクを支給しますが、房内では、同房者に熱発者がいる等の場合でなければマスクはできません。」とのことでした。そう言われてみれば、留置場では、「自殺防止」の観点から、ひもやひもが付いた衣服等はもちろん、ひも状のもの、果ては「引き裂いてひもにし易い」という理由で破れやほつれがある衣服の差し入れも禁じられていますから、ひものあるマスクが差し入れできないのもある意味納得、ではあります。しかしながら、この時は、異国での勾留で心が弱った外

国人被疑者が、心底日本のコロナ感染状況を恐れている様子で(この被疑者の母国は感染者がほとんど出ていない国でした。)、**「今度、コロナ感染者が多い国の人が房に入ってきた。しかも、その人は1日中同房の人と大声で話している。ツバが飛んでいて。怖い。マスクをさせて欲しい。」**と涙目で訴えていたので、願いをかなえてあげられないことが残念でした。

話を緊急事態宣言発出当日に接見した被疑者に戻して、結局、この時同署に留置されていた者から複数の新型コロナ陽性者が出たことが後に報じられましたが、私の被疑者は幸いにもPCR検査の結果陰性でした。オーバーステイの彼の事件は、その後、勾留延長→起訴→公判と滞りなく進みましたが(起訴されてから第1回公判期日までの間隔が、緊急事態宣言による休廷等の影響なのか通常より確かに長かった印象でしたが。)、驚いたのは、判決後の彼の処遇でした。私の過去の経験では、オーバーステイで執行猶予付懲役刑の判決を受けた被告人は、即日入管に収容され、送還の日を待つことになる筈でした。もちろん、個別に余程の特段の事由がない限り、仮放免などは認められない、と思っていました。ところが、新型コロナによる「ニュー・ノーマル」は、このようなオーバーステイの「オールド・ノーマル」をも一変させていたのです。私は、私の被告人の判決の翌日、彼の友人からの電話で「入管にいる筈の彼を●●で見た。」と聞かされ、思わず「嘘でしょ?」と言ってしまいましたが、嘘でも見間違いでもありませんでした。後に受任した、別の被疑者国選事件の通訳人から教えてもらったところでは、「コロナのために外国との往来が制限された結果、送還を待つ不法滞在者数が入管の収容人員のキャパシティを超え、オーバーステイで執行猶予付判決を受けた者は、原則、入管で即日仮放免され、後日送還できる状況になった頃に改めて入管に出頭するよう指示される扱いとなった。」という、衝撃の事実(大げさ?)があったのでした。

と、いうところで今回も紙幅が尽きました。続きはまたいつか。その頃にはこのパンデミックも収束に向かっていることを祈りつつ。

## 後遺障害逸失利益の定期金賠償について

弁護士 杉山 一郎



1 新聞報道のとおり、最高裁判所は令和2年7月9日に後遺障害逸失利益について定期金賠償を認めましたので(平成30年(受)第1856号。本判決といいます。)、ご紹介します。

2 当時4歳の被害者が交通事故により高次脳機能障害となって後遺障害等級3級3号と認定されたため、後遺障害逸失利益について、18歳になる月の翌月から67歳になる月までの間に取得すべき収入額を毎月定期金により支払うことを請求しました。

3 交通事故による損害賠償請求では、全ての損害が交通事故の時に発生したものと考え、将来発生する損害についても中間利息を控除して現在価値に引き直して一時金による賠償がなされるのが通例です。

4 今までは植物状態の患者が健常者の平均余命まで生存する蓋然性から賠償額を減額すべきかどうかという議論がされてきましたが、最近では加害者に事故のことを忘れて欲しくない、中間利息控除率が高すぎるという理由で、被害者が定期金賠償を求める事例もあるようです<sup>※</sup>。

5 本判決は以下のとおり判示しました。

(1)「不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり、また、損害の公平な分担を図ることをその理念とする」、「交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合において、上記目的及び理念に照らして相当と認められるときは、同(注 後遺障害)逸失利益は定期金による賠償の対象となる」。

(2)「交通事故の時点で、被害者が死亡する原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、就労可能期間の終期より前の被害者の死亡時を定期金による賠償の終期とすることを要しない」。

(3) また小池裁判官の補足意見として、①被害者の死亡

後には、民事訴訟法117条を適用または類推適用して加害者が一時金による賠償に変更する訴えを提起する方法も検討に値すること、②どのような場合にどのような事情を考慮して定期金賠償の相当性を認めるかは解釈に委ねられているが、「定期金による賠償に伴う債権管理等の負担、損害賠償額の等価性を保つための擬制的手法である中間利息控除に関する利害を考慮要素として重視することは相当ではない」ことが述べられています。

6 若干の検討

(1) 後遺障害逸失利益については、一時金賠償の場合に、事故後に別の原因により被害者が死亡したとしても就労可能期間の算定とは関係がないと判示されていたので、一時金賠償と同様の結論となります。

本判決は将来介護費には触れていませんが、一時金賠償の場合に、事故後に別の原因により被害者が死亡したときには死亡後の介護費用を請求できないと判示されていますので、一時金賠償と同じ結論となると思われます。

(2) 補足意見は、被害者が死亡した後は、損害賠償関係を清算するために定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え提起の余地があると述べています。今後訴えが認められるか注目されます。

また、定期金賠償の対象の相当性の判断について、債権管理の負担や中間利息控除を考慮することは相当ではないとされています。そのため、中間利息控除の回避目的で死亡逸失利益について定期金賠償を求めることは難しいと思われます。

(3) 定期金賠償については履行確保のリスク、紛争解決の一回性の欠如、管理費用の負担などが指摘されており、今後定期金賠償による請求が広がるか注目です。

<sup>※</sup>石田憲一「定期金賠償の動向」公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編「交通事故による損害賠償の諸問題Ⅲ」403頁

## 押印の見直しについて



弁護士 中山 祐樹

報道がなされているとおり、政府は、「ハンコの廃止」、「押印の見直し」を進めています。

令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、「書面・押印・対面主義からの脱却等」として、実際に足を運ばなくても手続ができる「リモート社会」の実現に向け、全ての行政手続について、原則として書面・押印・対面を不要としてデジタルで完結できるように見直しを行うこと、更に民間の商慣行についても官民一体となって改革を推進することがうたわれています。

民間の商慣行に関しては、国と経済団体による令和2年7月8日付けの「『書面、押印、対面』を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」において、書面・押印・対面が商慣行や社内手続として定着しているものにつき、取引先等との協調や経営者のリーダーシップに基づき、押印廃止や書面の電子化を推進するものとされています。

印鑑は、自らが書面を作成したことなどの証明のために用いられます。

民事訴訟法228条4項は、「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する」、つまり、文書に本人の意思に基づく署名か押印があれば、その文書は本人の意思に基づいて作成されたものと推定されるものとしています。さらに、押印については、文書の印影が本人の印鑑と一致していれば、その押印は本人の意思に基づくものと事実上推定されますので、結果として、文書の印影が本人の印鑑と一致すれば、その文書の成立の真正が推定されることになります。

重要な契約をする際に実印（印鑑登録がされている印鑑）による押印と印鑑証明書の提出を求めること、銀行が預金の払戻しの際に届出印の押印を求めることは、このように印影と本人の印鑑が一致することを証明するためです。

もともと、印鑑登録をしていない、いわゆる認印の場合には、後に成立の真正が争われたときに印影の一致

を立証することは容易ではありません。特に、印鑑を忘れたので契約の前に慌てて買った、実家で家族の印鑑を借りたなどの場面では、印鑑と本人の結びつきが弱く、押印の証拠としての価値も弱くなります。

一方、特にインターネットを通じた取引の場合には、運転免許証の写真を送ってもらうこと、電子署名サービスを利用することなどの方法で本人確認を行ったり、あるいはメールのプロパティ情報を利用したりすることで、書面や印鑑がなくとも契約の成立などが立証できる場合も多いと考えられます。

政府は、行政手続上の押印について、認印による押印は廃止する方向としていますが、登記や供託に関する手続などについては、押印を存続する方向で検討しているとのこと。これは、押印を求めることにつき法令上に明文の根拠があることに加えて、厳格な本人確認のために実印と印鑑証明書が必要であるとするものです。

このように、押印廃止の流れにおいても、印鑑登録制度の意義はなお大きく、また法令改正の必要性からも、当面は実印による押印が廃止されることはないと考えられます。

このことは民間の取引においても同様であり、契約の締結等に当たっては、実印による押印とともに印鑑証明書の提出を求めることの重要性は変わらないといえます。

もともと、現在では、マイナンバーカードに搭載されているような電子証明書や、指紋、顔、虹彩などによる生体認証技術の利用による本人認証が普及しつつある一方、スキャナーや3Dプリンターを用いた印影を偽造するための技術もまた高度化していることなどから、いずれは実印について見直しが進められることも考えられます。

## 同一労働同一賃金制度について

弁護士 鶴岡 拓真



本年10月13日、同月15日に同一労働同一賃金制度に関する最高裁判例が立て続けに出て、注目を集めています。結論だけ紹介すれば、同月13日の最高裁判例は非正社員に賞与を支給しないことは「不合理ではない」（=支給しなくて良い）とし、同月15日の最高裁判例は、非正社員に各種手当を支給しないことは「不合理」（=同一待遇にすべき）としました。

しかし、賞与の不支給について、当該事案（正社員と非正社員の職務内容に一定の差異があり、当該賞与が業績に連動せず、正社員の基本給のみに連動していた事案）において不合理ではないと判断したにすぎず、一般的に賞与の不支給が不合理ではないと判断したものではないので注意が必要です。また、厚生労働省が公表している「同一労働同一賃金ガイドライン」では、労働者の貢献に応じて支給する賞与であれば、正社員と同一の貢献であれば同一賞与、貢献差がある場合にはその相違に応じた賞与支給を行わなければならないとし

ている点にも留意する必要があります。

加えて、各種手当支給に関する判断に際して、最高裁は、手当の趣旨・目的が正社員の継続的な雇用確保であることを認定しつつ、非正社員であっても相当に継続的な勤務が見込まれるのであれば、非正社員にも当該の趣旨が妥当するとして、不支給の不合理性を認定しました。そのため、本判例を前提に、本来の手当の趣旨・目的を拡張し、この趣旨が非正社員にも妥当するか否かという観点から検討が必要となります。

同一労働同一賃金制度とは、同じ仕事を行っている限り、正社員であるか、非正社員（パート、アルバイト、派遣労働者等）であるかを問わず、同一の賃金を支給するという考えです。この制度は、政府の働き方改革の1つとして法制化され、本年4月から適用されています（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日から）。

ご不安な点等ありましたら遠慮なくご相談ください。

## 入所ご挨拶

弁護士 岩間 春樹



この度、ご縁を賜り、篠崎・進士法律事務所に入所することとなりました、岩間春樹と申します。

私は、高い専門性をもって、大きな問題に挑む弁護士の職務に憧れを抱き、弁護士を志しました。この度、東京での1年間の司法修習を終え、弁護士として第一歩を踏み出すことになりました。今後、自身が担う職責の重さを強く感じ、身の引き締まる思いがしております。

入所のご挨拶として、私が今後弁護士として職務を行うに際して抱いていきたい理念を申し上げます。

第1に、「人とのご縁を大切にすること」です。思えば、司法試験前及び司法修習中には、様々な方からご指導・ご鞭撻をいただきました。私が無事に司法試験及び司法修習を終え、今日を迎えることができましたのも、ひとえに周囲の方々のご厚情の賜物と深く感謝しております。また、私が篠崎・進士法律事務所に入所することになったのも、たまたま知人に誘っていた

だいた勉強会がきっかけでした。今まで周囲の方々から受けてきた御恩を忘れることなく、今後職務に励んでいきたいと思っております。

第2に、「自己研鑽を怠らないこと」です。依頼者の方の利益を真に実現するためには、自身の仕事の質を上げなければならないことを、司法修習を通じて痛感しました。自身の仕事の質を上げるためにも、日々自己研鑽を図っていく所存です。

以上、若輩の私が申し上げるのは大変恐縮ですが、篠崎先生をはじめとする事務所の先生方のご指導を仰ぎつつ、日々精進して参ります。何卒よろしく願いいたします。

### 【弁護士 岩間 春樹 略歴】

神奈川県私立浅野高校卒  
2017年東京大学法学部卒 同年司法試験予備試験合格  
2020年12月最高裁判所司法研修所卒業・弁護士登録（73期）



弁護士 篠崎 芳明

朱鷺を画く日本画の第一人者として昨年NHKBSプレミアム「美の壺」に出演された本多孝舟画伯の「真っ赤な夕焼け空に悠々と飛翔する朱鷺」を、先生のご了解を得て本号の表紙に使わせていただきました。

燃えるような情熱（正義感）の下、目的を達成すべく、冷静沈着に、しかし懸命に務める弁護士の姿を彷彿させるものとして私のお気に入りです。第1会議室に掲示してあります。ご来所の節に鑑賞いただければ幸いです。



弁護士 進士 肇

例年に比して大会は少なかったものの、ハーフマラソンを11月に3本、11月にも1本走ることができました。私のタイムは大したことありませんが、何よりも皆で集まってレースができること自体に深い喜びを感じます。野球、サッカー、陸上、体操、相撲、卓球など各種競技でも、あらゆる対策をとって人が集まれる大会が目立ってきました。人知を結集し、今夏のTOKYO2020の開催に繋げられるよう期待しています。



弁護士 寺嶋 毅一郎

「50歳以上、男性、肥満、高血圧、多分糖尿」・・・新型コロナのハイリスクグループに分類される自覚がある私ですが、報道によれば血液型O型は「感染し難く、重症化もし難い」とのこと。私の血液型はO。だから大丈夫、ではもちろんないですが、何とというか、正直、自分でも意外な程、ラッキー☆と思ってしまう。O型の人もそうでない人も、皆様、気を付けて参りましょう。



弁護士 杉山 一郎

オンラインの会議が増えました。自席にいながら打ち合わせできるのは確かに便利ですが、自分の映像をカメラを通じて見ると気恥ずかしいだけでなく、他者の眼差しを意識するゆえに多少緊張します。オンラインの会議一色になると疲れが溜まりそうです（旧態依然と指摘されそうですが）。



弁護士 中山 祐樹

裁判所が昨年2月より開始したウェブ会議による争点整理手続ですが、私も何件か経験しました。従来の電話会議による期日と同様のもの程度に思っていたのですが、映像により裁判所や相手方代理人の様子が見えることで、電話会議よりもコミュニケーションが取りやすくなりました。対面しての意思疎通の重要性がよく分かります。



弁護士 石黒 一利

令和2年は新型コロナウイルスの影響でほとんどゴルフができず、その代わりに6月以降は毎週ほぼ欠かさずパーソナルジムに通って筋トレをしています。ラグビー部だった高校時代は毎日筋トレをしていたので、筋トレには慣れていたのですが、高校卒業後全く筋トレをしていなかったせいか、6月から半年経った今でも、週の半分くらいは筋肉痛の状態です。



弁護士 鶴岡 拓真

先日、思い立って、ジムのパーソナルトレーニングを体験したところ、全身の筋肉量をバランスよく増加させるために最も効果的としてパーソナルトレーニングを勧められました。パーソナルを持ち上げられるの心配になりましたが、トレーナーから正しいフォームを指導してもらったお陰で、無事に持ち上げることができ、その日のメニューをこなすことができました。翌日以降数日に亘って猛烈な筋肉痛を経験しましたが、その分筋力強化を実感できたので続けてみようと思っています。



弁護士 金山 真琴

先日、子どもの保育園の参観日があり、子どもの様子を観察させてもらいました。0歳児のクラスには息子を含め5人くらいの子がいるのですが、みんな0歳児なのに個性溢れています。この子たちが大きくなったとき、0歳の時の個性そのままに成長するのか、それともガラリと変わった性格になるのかとても興味深いです。



弁護士 岩間 春樹

私の代の司法修習は新型コロナの流行により、かなり変則的なものとなりました。中でも、「集合修習」という本来研修所に集まって行うプログラムが全てオンラインになり、オンライン模擬裁判等も体験しました。想像していた以上にオンライン模擬裁判はスムーズに進み、訴訟のオンライン化も遠くないという印象を持ちました。



弁護士 清水 恵介(客員)

昨年後半は、成年後見制度施行20周年を受け、その間の統計データを踏まえた簡単な論考（実践成年後見87号98頁）を記したほか、改正債権法の施行を受け、「改正民法【債権法】における判例法理の射程」（第一法規）に、詐害行為取消権と連帯債務に関する3本の判例解説を記しました。コロナ禍でも淡々と。



税理士 藤代 節子

昨年テレビを買い換えました。配信されるものが増える中、パソコン画面よりテレビで見たいと思ったものの、古すぎて繋ぐことができない現実を突きつけられたからです。下見のつもりで買った家電量販店、より大きい画面を売ろうとする店員さんとの攻防を経て、台からはみ出る大きさのテレビが設置されました。大きいと画像が粗くなりますが・・・快適です。

# 近況報告

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

